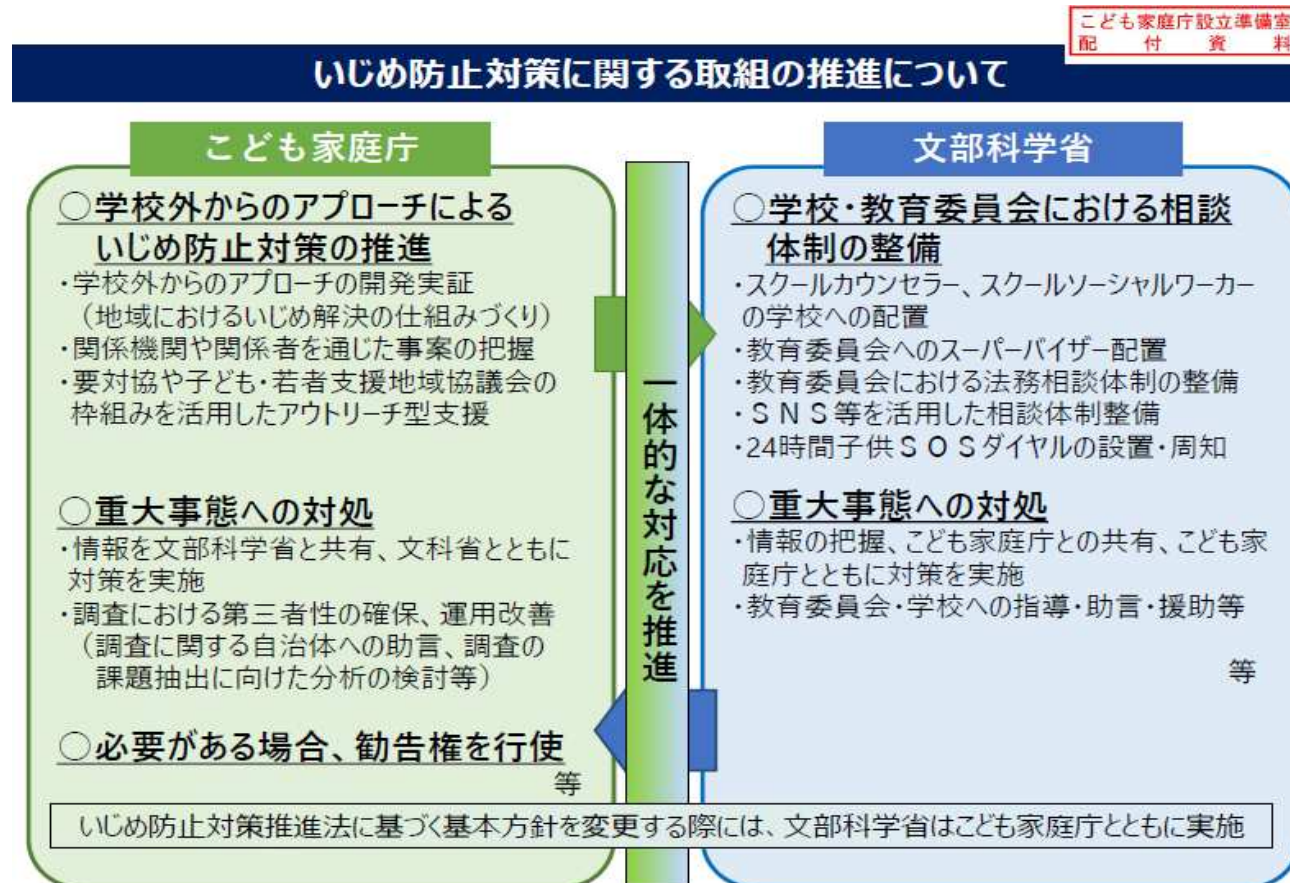


いじめ・不登校対策について

<いじめ関係>

1. 最近の国の動き

令和4年11月28日に開催された第2回いじめ防止対策協議会において、いじめ対策のより一層の強化に向けた検討項目が示されており、文部科学省とこども家庭庁(令和5年4月設置)の一体的な取組の推進が確認された。



同協議会において優先的に議論された早期に対応すべき検討項目(参考1)のうち、再徹底すべき事項として下記の4点が示された。

早期に対応すべき検討項目のうち、再徹底すべき事項

1. **犯罪行為が疑われる場合**における**警察との連携**の徹底など、**関係機関との連携強化**
2. **被害児童生徒・保護者へのケア**と**加害児童生徒への指導・支援**の方策
3. **保護者**と学校がともにいじめ防止対策を共有するための**普及啓発**の方策
4. **いじめの重大事態**における**総合教育会議の活用**及び**首長部局からの支援**

2. 教育委員会の取り組みの現状

(1) 関係機関との連携

各警察署や児童相談所等の関係機関を月1回訪問するとともに、隔月で青少年育成室、北勢少年サポートセンター、県教委生徒指導課とともに生徒指導定例会により、情報共有を行っている。また毎年、青少年育成室、法務局、児童相談所、各警察署、人権擁護委員、小中校長会代表を委員として行ういじめ問題対策連絡協議会を実施している。児童生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるような事案は、直ちに警察に相談、通報し、対応している。

(2) いじめに関わる児童生徒の心のケア

SCやスクールソーシャルワーカー(以下SSW)など、専門職を活用した教育相談体制の充実を図るとともに、組織的な対応を徹底することで、児童生徒のみならず保護者の支援にも対応している。

(3) 普及啓発方策

保護者や地域住民との共通理解を図るため、学校での取り組みや「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載している。また、保護者と子どもが一緒にいじめについて考えることができるようないじめ防止リーフレット(保護者用)を作成している。

(4) いじめ重大事態における首長部局からの支援

「四日市市いじめ防止基本方針」において、いじめにかかる重大事態と思われる案件が発生した場合や調査結果について、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告することを定めている。また、いじめ防止対策推進法第28条第1項に定めた重大事態調査の結果について、必要があると認めるときは、市長は附属機関を設けて調査を行う等の方法により調査を行うことを定めている。

3. より一層の連携強化に向けて市長部局に求められていること

(1) 関係機関との連携

学校外でのいじめ事案の把握、いじめ防止に向けた具体的な取組や体制の構築の推進、相談窓口の設置及び周知

(2) いじめに関わる児童生徒の心のケア

市長部局における相談体制(カウンセラー、ソーシャルワーカーの派遣)の充実や居場所づくりの推進

(3) 普及啓発方策

就学前および中学校卒業後の家庭に向けたいじめ防止にかかる方策や相談窓口に関する広報、家庭発信

(4) いじめ重大事態における首長部局からの支援

重大ないじめ事案が発生した場合に備えた、教育委員会が行う調査に対して第三者性の確保や運用等の整備・確認

参考 1

いじめ防止対策の強化について

資料2
【いじめ防止対策に関する
関係府省連絡会議(第1回)
資料3】

○いじめ防止対策の強化に向け、以下の14の検討項目について検討を行う。

このうち、早期に対応すべき項目から優先的に議論を行い、検討結果の周知等は、教育委員会・首長部局等の関係機関へ速やかに周知。

○今後対応すべき項目のうち、検討にあたり、いじめ防止対策推進法に基づいた取組状況などを的確に踏まえ、学校関係者や関係団体等の有識者の専門的な知見に基づいた検討が必要な事項については、いじめ防止対策協議会等の有識者の知見を得ながら検討を行い、順次実施。

(特に、※を付した項目は今年度いじめ防止対策協議会に意見を求める)

<早期に対応すべき検討項目>

(年末年始をメドに対応：再徹底関連)

1. 犯罪行為が疑われる場合の警察連携の徹底など、関係機関との連携の強化※
2. 被害児童生徒・保護者へのケアと加害児童生徒への指導・支援方策※
3. 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発方策※
4. いじめの重大事態における総合教育会議の活用等・文科省による厳格な指導※

(年明けをメドに検討に着手し、年度内メドに結論を得たものから順次実施：重大事態関連)

5. 重大事態の認知から調査開始までの迅速な処理に向けた検討※
6. 専門家による重大事態調査等に関する助言方法※
7. 重大事態に関する国への報告(任意)による状況把握の仕組み※
8. 重大事態調査における課題抽出に向けた報告書の分析方法の検討※

<今後対応すべき検討項目>

(結論を得たものから順次実施：全体見直し関連)

9. ネットいじめについての対応強化に向けた方策検討
10. リスクマネジメント力のある教育長の確保方策
11. いじめ対応における「第三者性確保」の方策
12. 学校外からのいじめ防止対策アプローチの確立方策
13. 被害児童生徒へのケアの方策 (ICTも活用した積極認知の強化等)
14. 学校教育におけるいじめ(や犯罪)についての学習の充実

<不登校関係>

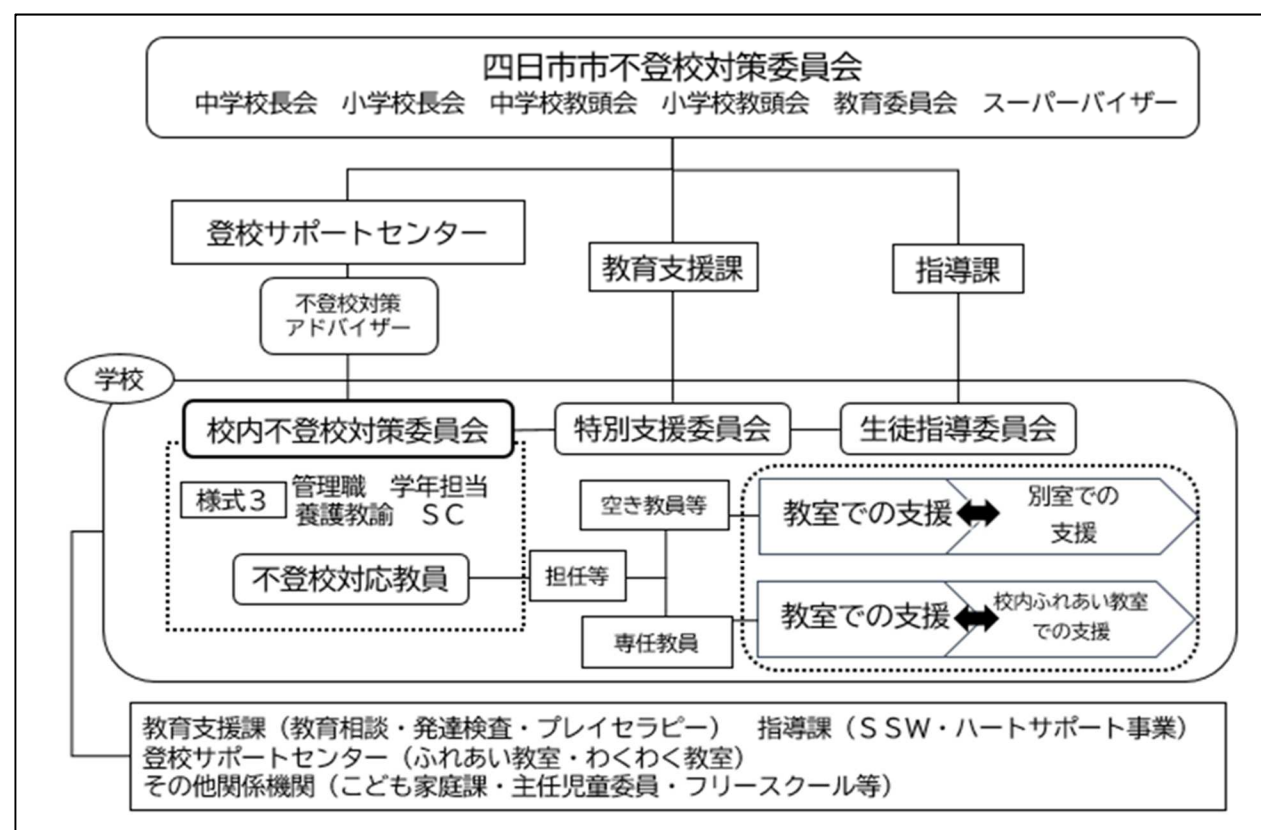
1 不登校児童生徒支援の目標

「不登校児童生徒への支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような、社会的自立を果たすことです。」
(「生徒指導提要」令和4年12月16日 文部科学省)

2 本市の対策

登校サポートセンターを核とし、全小中学校に中心のかつコーディネーター的な役割を果たす「不登校対応教員」を明確に位置付け、全小中学校に設置する「校内不登校対策委員会」との連携により、不登校児童生徒支援体制の充実・強化を図っていく。

【不登校児童生徒支援体制のイメージ】



3 校内ふれあい教室の充実について

(1) 目的

「登校はできるが教室に入ることができない生徒を対象に、中学校における居場所と学習機会を確保し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充等のための支援及び指導を行うことにより、その社会的自立をめざす。」

主目的は不登校者数を減らすということではなく、次のステップにつながる教育を行う事業である。

(2) 効果検証

① 全長期欠席生徒数に対する校内ふれあい教室利用生徒数の割合

	配置中学校数	割合 (%)
R 2	3	8.4
R 3	6	13.7
R 4 (～11月)	9	20.7

R 4 (11月末)において、全欠席生徒の約5人に1人が校内ふれあい教室を活用している。

② 校内ふれあい教室を活用する生徒へのアンケート

活用する生徒の満足度とニーズを図るために調査を行った。

(R 3年12月実施 回答44人回答率66.7%)

8項目において、9割の生徒のニーズを満たし、満足度も高かった。

ニーズも満足度も高かった項目は、「居場所感」「専任担当の存在」「学習のしやすさ」「個に応じたペース」であった。校内ふれあい教室の設置において、専任教員の配置及び教室環境の整備が重要なことがわかる。

③ 校内ふれあい教室を活用する生徒の変化(専任教員への聞き取りより)

- ・前年度不登校だったが、登校できるようになった。
- ・登校日数を増やすことができた。

(3) 今後の方針

校内ふれあい教室設置校では、不登校生の登校日数が増えるなど一定の成果が見られたことから、令和5年度以降、未設置校への設置拡充をすすめていく。

なお、拡充の際には、不登校対応教員の配置方法などを工夫し、より持続可能な仕組みを目指す。

4 不登校特例校について

(1) 不登校特例校とは

学習指導要領にとらわれず、不登校生の実態に配慮した特別な教育課程をもつ学校。正式名は「不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校」で、文部科学大臣が指定する。

不登校の児童・生徒にあったカリキュラムを整えており、柔軟な対応をとる特例校が多い。

(2) 全国の状況(令和4年4月現在)

全国に21特例校(公立学校12校、私立学校9校)

(3) 開設市町から見る効果と課題(岐阜市立草潤中学校より)

【効果】令和3年度の出席率は85.4%で、卒業生は全員が上級学校への進学を果たした。

【課題】① 開設までに時間と予算を要する。

② 教員の不登校対応の経験や理解、同意など配置が困難である。

③ 定数外の教職員やスタッフの人件費等は市区町村の負担になる。

(4) 不登校特例校に関する本市の考え方

不登校特例校を設置することで、先進市町による実績から効果は期待できるものの、教職員定数の面から、三重県の方針が定まらない段階で、市単独での課題の解消は困難と考えられる。

本市においては、登校サポートセンター(ふれあい教室)と校内ふれあい教室、その他関係機関との連携により、不登校児童生徒の支援に力を入れていく。

なお、今後も継続的に他市区町村の状況の調査研究を行う。